

8 ひとり親家庭

① 手当・医療費の助成・その他支援について

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と児童の福祉増進を図るため支給されるものです。

- 対象：父のいない家庭や、父が極めて重度の障害状態にある家庭の児童を監護している母（※父を母に、母を父に読み替えて、父子家庭である場合も対象となります）または、父母ともにいないか、監護していない場合で、父母に代わってその児童を養育している方
- 手当額：令和4年5月～、年度によって変更あり
 - ・児童が1人…月額 44,140～10,410（所得による）
 - ・児童が2人…上記金額に 10,420～5,210 円加算（所得による）
 - ・児童が3人以上…児童が1人増えるごとに上記金額に 6,250～3,130 円加算（所得による）
- 支払月：1・3・5・7・9・11月（奇数月）
- 手続き：請求者の状況により提出書類が異なります。
- 問い合わせ先：こども未来課 子育て支援班 ☎74 - 5831

就学援助費

就学に経済的援助を必要とする方（要保護世帯・準要保護世帯）を対象に、学用品や給食費等について一部援助を行います。

- 申請対象：市内校在籍の小中学校児童生徒（児童扶養手当認定世帯）
- 申込・問い合わせ先：各在籍校または
教育委員会総務課 総務班
☎72 - 7905

母子会

親一人で仕事をしながら子どもを育てていくのは大変なことです。就職、子育て、生活など様々な面でいままでもなかった問題が出てくるかもしれません。そんなとき1人で悩まずに仲間と話したり、情報を共有したり、交流がもてたらいいと思いませんか。入会したい、どんな活動をしているのか知りたいという方は下記へお問合せ下さい。

- 問い合わせ先：こども未来課 子育て支援班 ☎74 - 5831
五島市母子寡婦福祉社会事務所 ☎72 - 6775

母子父子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭の方々の経済的自立を助け、扶養している児童の福祉の増進を図るため、様々な資金の貸付があります。

- 対象：児童を扶養するひとり親家庭の親または児童・父母のいない児童
- 貸付資金種類：事業開始資金、修学資金、技能習得資金、医療介護資金、生活資金、転宅資金、結婚資金など
- 問い合わせ先：こども未来課 子育て支援班 ☎74 - 5831

寡婦・寡夫控除

所得税法上の寡婦または寡夫にあたる場合に受けられる所得控除のことです。要件があります。

- 問い合わせ先：税務課 市民税班 ☎72 - 6114
福江税務署 ☎72 - 2146

①手当・医療費の助成・その他支援について（続き）

母子父子福祉医療

医療機関を受診した際に、支払った医療費（処方箋をもらって、院外の薬局で支払った分も含む）について、その一部を支給します。

※健康保険等により支給される高額療養費および付加給付金がある場合、その額を控除した額が支給の対象となります。

※健康保険が適用されない予防接種、文書料金、病院への交通費などは支給の対象になりません。

●対象：20歳未満の子どもを監護しているひとり親家庭の保護者および18歳未満のひとり親家庭の子ども

●支給額：

- ・月に1日のみ受診…医療機関ごとに支払った額から800円を差し引いた額
- ・月に2日以上受診…医療機関ごとに支払った額から1,600円を差し引いた額

①保険証の変更や住所、氏名変更等があった場合は届出が必要です。

②医療費の支給を申請するには、こども未来課窓口に備え付けてある福祉医療費支給申請書に必要事項を記入のうえ、領収書を添付して窓口へ提出してください。

●お問い合わせ先：こども未来課 子育て支援班 ☎74-5831

少額貯蓄非課税制度

各障害者手帳所持者、障害年金受給者、遺族年金受給者、寡婦年金受給者、児童扶養手当受給者等1人に付き、預金や郵便貯金などの元本350万円までの利子に対する所得税と住民税を非課税にできる制度。（通称マル優）

●問い合わせ先：各金融機関窓口

ひとり親家庭に対する負担の軽減

ひとり親家庭の方が様々な制度を利用する際、申し出や申請により、自己負担額が少なくなったり、無料になるものがあります。

（例：保育料、放課後児童クラブ利用料等）

「長崎県児童救済基金」については、33ページへ記載しています。